

(令和6年3月5日 午後3時00分 開始)

○議員(中村 昭人君) 通告に従い、一般質問を行います。

まずは、個別避難計画について。

3月2日午後11時ごろ、県内で震度4のやや強い地震が発生しました。びっくりされた方も多いかと思います。また、令和6年1月1日には、石川県で最大震度7の揺れを観測した能登半島地震が発生し、今も1万人を超える人たちが避難所に身を寄せています。被災された方々へお見舞いを申し上げますとともに、1日でも早い復旧、復興を願っております。

今後、南海トラフ地震が高い確率で発生されている宮崎県ですが、地震だけでなく、最近では台風や豪雨が激甚化、頻発化しており、高齢者等の避難を円滑かつ迅速に行うことが大きな課題であると考えます。

そんな中、国においては、令和3年に災害対策基本法の改定により、個別避難計画の作成が法律に義務付けられました。この個別避難計画とは、高齢者や障害のある人たちの自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画で、この計画の作成は市町村の努力義務となりました。

大規模災害が想定される本県にとって、この計画の策定は取り組むべき事案だと思いますが、川南町における個別避難計画の策定状況について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

商工会に対する補助金減額について、指定管理者選定については、質問席から行います。

○福祉課長(渡邊 寿美君) 個別避難計画を作成する対象者は、65歳以上で障害者手帳を持っている方と、要介護認定で要介護3以上の認定を受けている方で、一人暮らし高齢者と高齢者のみの世帯の高齢者及び民生委員が避難困難者として把握されている方です。町内全域で621の方が該当しています。対象者については以上です。

○議員(中村 昭人君) 県内で621名ということですが、この、個別避難計画の策定については、宮崎県自体が全国の中でやはり、策定率が低い状況にあります。とりわけ、川南町においても、県内でも低いほう(「621人は町内です」と呼ぶ者あり)町内が621人ということですね。この、実際、621人、策定をするべき方がいらっしゃる中で、現在、計画に、先ほど内藤議員の質問にもありましたけど、取り組んでいるところだと、実際に個別避難計画を策定した件数というのが分れば教えてください。

○福祉課長(渡邊 寿美君) 現在、通浜地区の要支援者の方1名分、計画を策定しています。以上です。

○議員(中村 昭人君) 作成を始めたばかりということで、これ、実は10月現在の宮崎県内の策定状況っていうのがあって、川南町はゼロだったんですね。児湯郡で、一番作っているのが新富町だったんですけど、それでも143件ということで、まだまだ低いということがございます。

この方たちに対して、どのように進めていくのか、進め方についてお伺いをいたします。

○福祉課長(渡邊 寿美君) 今後の進め方についてですが、対象者621人のうち、川南町のハ

ザードマップで危険とされている地区である通浜、伊倉、高森、松原、浪掛地区の方を優先して作成していこうと計画しています。

作成方法は、名簿をもとに自宅を訪問し、個別避難計画について説明を行い、計画書に必要な情報を聞き取ります。

現在は、通浜地区の自主防災会と民生委員の方たちの協力を得ながら、通浜地区の避難行動支援者45人の計画を作成し始めているところです。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ハザードマップについて、その区域で進めていくということでございます。この個別避難計画等が、実際どういうことを定めるのかということなんですが、結構、個人情報的な部分も含まれているわけです。主な疾患とか、いろいろなお一人お一人がどういう状況なのかということと、身の回り、家族の方がいるのかというようなこと、いざとなったときに支援者がどのような方がいるのかと、避難指定場所はどこなのかと、こういったことを個人的に定めていって、いざ発災したときには、この計画に沿って、その方を避難をさせていくというもの。非常に、これからの災害対策にとっては、高齢者に犠牲になられる方が多い中では、進めていかなくちやいけないというようなことだと、私は認識しております。

しかし、こういうように、お一人お一人の計画を進めていくとなると、かなりハードルが高いというふうにも思いますし、実際に計画を作ったからといって、すぐそれが実効性があるものにはならないということではあるかと思うんですが、現在作成するにおいて、課題等があればお伺いしたいというふうに思います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 課題といたしましては、実際、災害が起きたときに、避難支援関係者の方たちが、行政や地域との連携を含めてどのように動くのか、そのときに、この個別避難計画書がどのように活用させるのか、それを整理することが必要だと思っています。

そのためにも、この個別支援計画を活用した訓練を行うことも重要になってくるのではないかと考えています。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 実際、計画を作ったら、この計画を動かすということにおいては、先ほどありましたように、民生委員の方とか、いろんな方が関わってくると。そして実際に自主防災組織、自治公民館の中でいくと、そういった防災に関する役割がある人たちもいると思いますが、そういったことで実際に動かしてみると、訓練を通して。そういうことが必要になってくるんだろうというふうに思います。

これは、ちょっと質問通告から外れるかもしれないんですけど、私的な考えでいくと、実際に今の自治公民館制度ができて、もう10年経ちます。実際、自治公民館制度においては課題等もあって、この間、役員等に聞き取り調査等も行われております。それに加えて、振興班からの脱退、個人世帯が非常に多くなっているということで、実際に地域で支える力が減少していているという側面もあろうかと思っています。

ですので、今後、この自治公民館制度を10年迎えて見直していくときに、実際にこれを持続していくのか、いかないのかということもありますけども、これからの個人個人で生活しやすくなったから、実際に地域を抜けるっていうことがあるんだと思いますけども、いざ災害になったとき

には、やはり支援の手を差し伸べるという部分が必要ですので、今後の地域づくりに、ぜひとも防災というくくり、柱を添えていただいて、ここに自治館長であつたり、民生委員、消防団、そして役員と、先ほど言った自主防災組織等を柱にして、この個別避難計画を共有する、こういうことで災害にも役立つ計画になるということが、私は大事なかと。

要するに地域づくりの中で、やはり防災という面でつなげていくという部分についてなんですが、今日、町長がおられませんので、誰に対して言っているのかちょっと分からないんですが、こういった面に関してはいかがでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 中村議員がおっしゃるとおりです。町長とも少し話を始めたところでは。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） ぜひ、やる以上はしっかりと中身のあるものにしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、商工会の補助金の減額についてということでございます。

こちら、町長が今回は欠席ということで、新聞等の報道もありましたけれども、1日でも早い回復をお祈りをするとともに、しかし、質問通告で投げている部分なので、お答えできる範囲でよろしいですので、お答えをいただければというふうに思います。

その前に、商工会の役割について少し御説明をしたいと思います。

商工会は営利を目的としてはならない団体であり、県や町からの補助金を受けて、小規模企業の経営支援やセミナー、軽トラ市に代表されるようなイベントなどを開催し、まちづくりなど地域の活性化を行っております。

補助金以外の収入は、会費や記帳指導などの手数料、貯蓄共済事業などになります。今回、令和6年度予算案の中で、商工会の運営補助金が100万円減額されました。この100万円の減額が、なぜ減額になったのか、なぜ100万円なのかと、その根拠について伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

商工会の運営補助に当たります商工会経営振興補助金につきまして、当初予算の編成の際に予算財源が不足しているということから、町の歳出要求予算全体を精査して減額をしたところでございます。

また、100万円という根拠につきましては、商工会の決算書の中から次年度繰越金というものが確認できた中で、できるだけ減額による負担を少なくするため、決算書の次年度繰越金の半額以下ということで100万円としたところでございます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 今、担当課のほうがお答えになりましたけれども、例年、商工会の補助金は運営の補助として600万円ってということなんです。そこが500万円で、100万円減らされるということなんです。繰越金が240万円とございますが、御存じのとおり、なぜ繰り越すのかといったら、補助金が入るまでの期間の支払等に充てるためということ、資金繰りですね。結局的には240万円、200万円ぐらいが繰越しで出ていくということなんです。

その100万円が減らされると、やはり会員相互の交流会であつたりとか、商工会が独自の事業で消費喚起策、飲食店のプレミアム付き商品券を発行したりだとか、商工会としても限られた財

源の中で地域振興のために一生懸命やっているんです。そこを減らすということは、相当な説明が求められるはずなのに、一連の新聞報道で、これは新聞に書いていますけど、土下座しないと補助金を削減するだとか、こういった町長が発言していることが載っております。いない中でそれを聞くのもどうかと思ったんですが、これ、副町長に対して、こういったことがあって削減につながったのか、先ほどは予算編成が厳しいということであったんですが、私はそうじゃないと。やはりこういったいきさつがあって、直接、私は商工会の役員の方から相談も受けました。こういうことを言われたんだと。実際、これは同席していたんですか、副町長は。

○副町長（河野 秀二君） 同席いたしました。なぜ、削減かと言いますと、ちょっと時間が長くなるかもしれませんが、予算編成段階で約20億の不足が出ました。財政課長とも話して、昨年はどうだったのかと。昨年もそれ近い数字、または学校建設の予算等がありましたので、ただ、今回は学校予算等の建設の予算は当然ですがありません。この中で、この状態が続くと、仮にふるさと納税等が先細りしていくと、予算を持ってくるころがなくなるわけですね。で、商工会だけを下げたわけではありません。他の団体、それから単独事業、かなり落としました。落としても数十億には到底足りないわけです。たまたま今、ふるさと振興基金等があるから、そこから、かなりの額を崩していかなないと予算が編成できない状態なんですね。

先ほど午前中、養原議員のほうからも出ましたように、人口が減少するということにつながっていくんですけど、当然人口が減っていくと収入も交付金も減っていきます。いつまでもこの財源を、今の百二、三十億ですか、今年130億近くですけど、このままの状態では、これはもう先が見えるだろうということで、そういう意味も含めて、町単独の減額を、言葉が適切かどうか分かりませんが、痛み分けをしてもらわないと予算ができない現状でしたので、大変心苦しかったですけど。ただ、町長がいろいろなことを言ったからというところではないと。他の団体も痛み分けという部分ではお願いしたし、単独もかなり落としていますので、そういうふうに御理解していただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） これは今年度の当初予算なので、これから審査でいろいろ見ていきたいと思います。他の団体も削ったからだということなんですけど、そもそも、いろんな自主事業を削ったって20億円なんて出てこないですよ。

100万円を削る、しかも運営補助です。これはもう、商工会の根幹に関わることで、しかも私がずっと商工会の役員等から相談されて聞いたのは、商工会長を変えないと予算をつける気がしないんだと、そういったことまで発言をされていると。やっぱり、こういうことは厳に慎んでいただきたいと。町長だから何を言ってもいいわけじゃないんですよ。そこは、やはり町長に対しては、副町長がしっかりと一緒に、いやいやそういうことじゃないんですよということをサポートするとか、そういうことをぜひやっていただきたいというふうに思って、次の質問に移りたいと思います。

次が、指定管理者の件でございますが、先の臨時議会で川南町文化ホール、図書館複合施設の指定管理者の決定について、議長採決により可決となりましたが、新聞報道でもあったとおり、その選定に至る過程では、極めて不可解な手続きがあったと考えます。質疑や委員会審査でも、納得できる回答は一つございませんでした。

そこで今回は、次の2つの視点から、この問題について質問したいと思います。審査員全員の同意を得たという虚偽の公文書によって失格としたが、なぜ嘘をついたのか。図書館流通センターの申請書類に不備はなかったと考えますが、不備があったとする根拠は何なのか。

また、町長は地元の業者の育成も大事だと述べましたが、それは審査結果よりも優先されるべきことなのか。この点について伺いをいたします。

○副町長（河野 秀二君） 先の臨時議会で申し上げましたように、全員って書いたのは私の勇み足っていうか、ですからお詫びしたと思います。お詫びして済むもんかどうkachゅうと、さっき中瀬議員も言われましたけど。それと、町長が、川南町の業者っていうんですかね、何かそういうことを発言されたっていうのも聞きました。将来的な意味合いとして多分言われたんじゃないかというふうに、私は思っておりますけど、ただ、そういうことが今回の選考に、私は含んでいるということはないと思います。

それからもう一点、なぜ失格なのかというのは、全員協議会で御説明したとおり、資料を配って、見ていただいたら分かるとおり、積算根拠の根拠というように、私はそういうふうに判断しましたので、関係者と御相談してそういう対応を取りました。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） お詫びをしても、これ、はい、分りましたで済む問題ではなくて、これは真相究明をすべき問題なんですよ。実際にどういったことが行われたのかってというのが、やはりここは、私たちは追求していかなくちゃいけない立場にあるというふうに思っております。

その失格にした根拠の中で、全員協議会で1月11日、2者の申請書を見たら、TRCには積算根拠がないと判断し、教育長に相談。そして町長に報告し、了解を得たと発言をしております。この教育長に相談をしたのは、どういったことで相談をした、何と相談をしたのか。そして町長に報告し、了解を得たというのは何の了解を得たのでしょうか。お答えをお願いします。

○副町長（河野 秀二君） まずは、スタートが教育委員会ですので、教育長に私の気がついた点をお話ししました。それから町長、それで町長の了解も得て、議会提案の会社を差し替えまでさせていただきました。そういうことでよろしいですか。

1月11日に。（発言する者あり）それは届いて、職員からもらいましたので、二、三日後だったかな。封筒を開けて中を見たんですね。2者、申請書が入っているわけですね。大きな封筒に。それを見てみたときに、前回もお話ししたとおり、算出根拠が気になる点がありましたので、過去の実績として、TRC側ですね。これでは、ちょっとどうかなというのがありましたので、担当課長と担当補佐のほうにお願いをして、積算根拠を明確にするようにという文章を追加してほしいと。こういった点は臨時議会のときにすべて申し上げましたので、お分かりだと思うんですけど、そういった点を特に私が伝えましたので、見たところ、あれ、これおかしいなと思って付箋を付けておりました。

その意向については、何度か午前中も臨時議会でもお話ししたとおりです。それ以上も以下もありませんし、裏で何かしたんじゃないかと思われるのかもしれませんが、先ほどのいろんな議員さんの質問の中で、そういうふうに私ちょっと思ったところもあるんですけど、意図的に私たちがそちらのほうに加担したちゅうことは全くありませんので、以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 実際に、この要望を盛り込んでもらったのは、これは公募を開始する

前の話ですよね。募集要項を変えてもらったというのは、募集する前っていうことですよね。積算根拠が怪しいから、そこを入れてもらったということですね。実際に、担当課は審査書類は11日に配ったと言ったんですけど、それを見られたのは3日後、2日後ぐらいっていうことですね。

その時に、積算根拠がないと判断して、教育長に相談をしたと。これは、全員協議会で発言をしています。何と相談したんですか。積算根拠がないですよ、失格ですよって相談したんですか。

○副町長（河野 秀二君） それに近い話をしていると思います。

○議員（中村 昭人君） それに近い話っていう。具体的に、普通、こんな大事なのを適当な話で、ないんですよ、で終わるわけないんですよ。教育長に相談をして、町長に了解をもらったと発言をされているんです。実際に失格ですよと、積算根拠が出ていないんですよということと相談されたんですね。——すみません、通告が町長だけだったんですけど、教育長に対してちょっと御質問というのは大丈夫ですか。

教育長は、なんってそこは相談された、お覚えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（長曾我部 敬一君） そういう積算根拠がないっていうことを、それはお聞きしました。それだけです。

○議員（中村 昭人君） そして、町長に報告して了解を得た。何の了解を得たんでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） こちらが要求した書類がないということで、そういう旨の資料を見ていただいて説明をし、これでは失格ですよと、どう思われますか、という相談をしました。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 失格ですよ、と言った。町長は失格ですね、と言ったんですか。

○副町長（河野 秀二君） 一言一句覚えておりませんけれど、それに近い言葉を言われました。

○議員（中村 昭人君） はい。その時点で、その答えが導き出せているのであれば、失格で審査に臨めないはずなんです。なぜ、それで審査に移ったのかが、全く分からないんです。何の相談をして、何の了解を得て、私は失格と思っていたんです、と。町長も了解しました、と。でも審査に入っています、と。全く意味が分からないんです。

それが、私、本当かどうか極めて怪しいんです。というのが、全員協議会でも言われました。事務方が。これ、事務方に当てたメール。1月18日です。

昨日のプロポーザルの前に気がつけばよかったのですが、募集要項について追加してもらった積算根拠が、図書館流通センターの資料の中にはないと気がつきました。募集要項によれば、失格事項「イ」に該当しませんか。該当となれば事前審査不足となり、相手側の川南フロンティアは真面目に書いてあります。一度確認をお願いします。教育長には説明しました。

1月18日の時点で、昨日のプロポーザルの前に気がつけばよかったのですが、積算根拠がないと気づきました。メール送っているんですよ。プロポーザル前には気がついていなかったんですよ。

もう一度、この11月11日に審査書類が配られた。それを二、三日後に開けた。それで失格だと、ついていないと判断して、教育長に相談したと、町長に了解をしたと。そのことが本当かどうか。本当なのか。このメールは何なのか。御説明をお願いいたします。

○副町長（河野 秀二君） プロポーザルの前に気がついており、付箋を貼って当日説明をする

つもりでしたが、その日に頭からそのことが飛んでしまって、解散してから気が付きました。それが全てです。

以上です。

○議員（中村 昭人君） メールを打って、自分が書いたことって送る前に確認もするし、ここで嘘のメールを送るというのもなかなか考えられないので、正直な気持ちで、昨日のプロポーザルの前に気がつけばよかったのですが、積算根拠がついていないですと。これ、このままの日本語を理解したら、審査の前には積算根拠がついていないことは気づいていなかったんですよ。なのに、臨時議会、全員協議会では、書類をもらったときには気づいていたと、付箋を貼っていたと。しかし、審査のときに言うのを忘れていたと。こんなことが通用するんですかと、僕は言っているんです。

しかも、積算根拠がない、失格だと言っていますけども、実際に審査の中で、その収支計画にかかる項目、項目の9です。これ、副町長と思われる方、1番ですね。4点つけているんです。そもそも失格だったら、なんで点数をつけるんですか。お答えください。

○副町長（河野 秀二君） そのメールって、どっから入手されたんですか。

○議員（中村 昭人君） これは、全員協議会の中で確認してもらってもいいです。僕が録音をして、しっかりともう二、三遍確認をしました。これは事務方が、議員の問いに答えて、届いたメールをその方が読み上げた、その内容です。その方は、メールをお見せしてもいいですと、これは事務方として、しっかりと説明をしなくちゃいけないということです。これはもう既に、私たちみんなが聞いていることなんです。

ただ、その時には、私も気がつかなかった。後から録音を聞き返したら、プロポーザルの前に気がつけばよかったんですが、と言っていると。どういうことだと、私も担当課に確認しました。本当です、ということでした。違いますか。

○副町長（河野 秀二君） 失礼しました。

事務方から封筒をもらい、中の2者の資料を見て付箋を付けました。付けた場所は、図書流通センターの積算根拠のところに貼ったのを覚えております。本来は、それを当日、プロポーザルの前に言わなければならなかったんですけど、なぜか頭から飛んでしまって、終わった後に気がついたと、それは事実であります。どう言ったら信じてもらえるかどうか分かりませんが、事実ですので、以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） いろいろ言い訳というか、それをついても、こっちの言い訳をしたらこっちの不都合が出てきて、こう言ったらこっちでも不都合が出てきているんですよ。

さっき言ったように審査書類をもらって、失格だと判断をした。教育長にも相談して、町長にも了解を得た。失格だという近いことを言われた。その時点で失格ですと言ってプロポーザル審査をしちゃいけなかったんですよ。なぜ、それをしたのかと。しかもそれだけのことをやっておいて、審査の時に言うのを忘れていた。しかも4点つけています。

これ、審査項目の中で項目9というのは、審査収支計画のフロンティアネットワークの方が点数4点高いんですよ。だから我々が示された時に、あのボリューム、積算根拠の6ページぐらいあったんですかね。TRCは片1ページだった。少ない。それを審査員はちゃんと評価しているんですよ。こっちはすごい出しているのと。だから、この点数の差が4点出ているんですよ。な

のでしっかりと審査はされているし、失格だということを言っていない時点で、プロポーザルの結果は正当なんです。審査結果は。

それを、後付けの理由で失格だと。しかも同意をもらっていない、全員に。それで虚偽の公文書を作成して、失格通知としたということですが、この失格通知、今も効力を持っていると思われませんか。今も、この失格という要件は有効なのかどうか。これは副町長の見解と、教育委員会の見解をお尋ねします。

失格要件、失格通知を出しました。これはまだ効力があるものかどうか。

○副町長（河野 秀二君） 私は有効だと思います。

○教育課長（三好 益夫君） 失格が有効かどうかという問いなんです、私から、何とも答えようがないと判断しております。あくまでも有効な形で、選定委員会のほうが御決定をなされているのであればということなんですけど、現状では、イエスノーはっきり言えない状況でございます。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君） 教育委員会の立場としては、非常に苦しんだと思いますよ。選定委員会の中で、こんな不可解なことをされて、先ほど言ったように審査に関しては、教育委員会から審査会のほうに投げていますので、あくまでも選定においては審査委員会だと。その決定が、しかし覆されているということになれば、なかなか教育委員会としては、これは承服ならんという本音だろうというふうに思います。

ちょっとすみません、時間もなかったんであれなんです、これが有効だとおっしゃりますが、先ほど中瀬議員のほうも最後ありましたけど、これについて、町村会の顧問弁護士の方の事務所に行っているということです。実際に顧問弁護士の方から、この見解について、方針が示されたのか、何とされているのか、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 2月16日に、顧問弁護士、近藤弁護士事務所のほうに、私と副町長と補佐と、あと教育委員会の課長と補佐と行きました。その中で、最終的と言いますか、言われたことは、今回の選定委員会の結果については、覆っていないというふうに言えるんじゃないかと、失格になっていないんじゃないかということで、お聞きしました。

ということです、結局、先ほど副町長が、中瀬議員のときに言われましたように、事務的に瑕疵があったんじゃないかということでしたけれども、そのとき、集めて再度会を開くべきだったということが、実際は持ち回りで全員の同意を得ていたのであれば、それは有効ではあるんですけども、全員の同意を得ていないということであれば、再度集めて会を開いて、その手続き、失格かどうかの判定をするべきだったということになりますので、現段階では、失格というふうに判断するのはちょっと難しいかなということでもあります。

今後、どういった対応にしていこうかということで、やはりTRCのほうに結ぶのか、それとも川南フロンティアのほうでやるのかということで、判断が変わってくるということで、いずれにしても、何らかの責任は免れないかなというふうに、意見をいただいたところです。

以上です。

（ 3日目の冒頭、総務課長より発言の訂正あり ）

○議員（中村 昭人君） 非常に重たい顧問弁護士の方からの言葉だと思います。これ実際、そ

の同意を取る部分について、顧問弁護士、多分同じ方だと思いますけど、副町長は確認をしたと。顧問弁護士に相談されたら、確認されたらいいのではと回答されたということと、それで説明にもあったと。でも、何か頭の中でスッキリしないので、もう一度顧問弁護士に相談。弁護士が書面を取られたらいいのではと言われたと。

その弁護士、多分同じ弁護士ですけど、何で今、総務課長が言われたような言葉がこの弁護士から出るのか。多分、この相談したときに、副町長はちゃんと説明してないんでしょう、この弁護士に。自分がやってきたことを。どうですか。何と相談したんですか、まず。最初の相談。具体的にお願いします。

○副町長（河野 秀二君） 委員会が終わって、数日後だったと思いますけど、顧問弁護士に相談しましたら、確認が必要だよねと言われまして、各個人に書面なしで回りました。回っている何人かのときに、あれ、これってやはり書面が必要じゃないかなというふうに思いましたので、再度弁護士に相談したら、書面があったほうがいいよねというような言い方をされました。

ですから、委員会が終わった後に、書類がそろっていなかったのも失格としたと。このことを委員さんに伝えないといけないので、伝えるために各委員を回って説明しようと思ったんですね。

1 回目は。

2 回目は、先ほど言いましたように、やはり書面が必要じゃないかなという頭をよぎりましたので、もう一度電話したら、書面があったほうがいいよねと、ただそのときに私が聞き漏らしたかどうかは分かりませんが、全員っていうのは頭になかったんですけど、回ればいいのかと。結果的に同意はして、失格であれば選択肢の余地がないとは思ったんですよ。だから、全員からもらえるというのも頭をよぎったのは間違いではありません。このような答弁でよろしいですかね。

○議員（中村 昭人君） まあ、その相談をしたということに関して、ちゃんと経緯を、実際に書類の不備がどうだったのかということまでしっかり説明をしないと、それは副町長の言ったことだけで言えば、顧問弁護士もそうやって言ったんだろうと。しかし、新聞等の報道を見てどうということだと、ということで、弁護士側から町に話を聞かせろということで、呼び出しがあったんだろうというふうに私は推測しております。

要するに、このさっき言ったプロポーザルの審査の前の話、失格だと思ったのに審査に臨んでいる。しかも、それすら怪しいと。メールでは、プロポーザルの前に気がつけばよかったんですがと言っていると。もう、この全てにおいて、どういうことなんだろうと。

こういって、審査から、結果から外されたTRCは3年間で2億4700万円くらいの事業が吹っ飛んでいるわけですよ。こんなことをお詫びしてもしようがないですがということで、終わらせるわけにはいけないんです。

私は、ぜひ指定管理に係ることは、しっかりと第三者により真相究明をすべきというふうに思っております。こんな疑惑がいっぱい出てくる中で、他にも、やはりいろいろ、この副町長とフロンティア側の方たちとの接触とか、事前に副町長がやっぱり準備段階で動いていたんじゃないかというような話も実際に聞こえてきます。あります。実際、そういうことを真相究明してもらいたい。実際に接触等があったら、それこそ審査要件の「ク」です。「ク」にあたって失格ですよ、これは。募集要項を見れば。

実際そういったことを、ぜひ究明をしていただきたいと。これは川南町の信用にかかわる問題

です。虚偽の公文書によって失格をさせられたと。それが議会を通ってしまって、議会の議決ということが一番重い効力を持ってしまっている。しかし、弁護士の見解では、これは失格ではないという見解を示されている。

（ 3日目の冒頭、総務課長より発言の訂正あり ）

これで、今後の川南町の図書館運営が町民のためにうまくいくのかと、私は到底思えません。しっかりとした原因究明を、私はすべきだというふうに考えておりますが、いかがですか。お答えになれる。

○副町長（河野 秀二君） 私、別に嘘をついた記憶はありませんので、以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 嘘をついたつもりはないということですが、最後に確認します。本人がどう認識をしているのか、していないかということは置いておいて、この一連の手続きは不正であったという御認識があるのかどうかお伺いいたします。

○副町長（河野 秀二君） 意味が分かりません。不正という。以上で終わります。そのようなことを言われるようなことは一切しておりません。

○議員（中村 昭人君） でしたら、しっかりとした調査に基づいて、この真相究明を、私はしていくことが、川南町の信頼回復につながるんだということをお願いしまして、一般質問を終わります。

（ 午後3時51分 終了 ）